

## 【民法】

**問題1** 以下の事例を読んで、以下の各小問にそれぞれ15行以内で解答しなさい。解答に際しては、根拠条文と法的理由を示しなさい。なお、判例がある場合には、判例に従って解答しなさい。

Xは、2017年6月1日、その所有する土木機械（甲という）をAによって盗まれた。Aは、その2日後に、中古機械の販売業を営むBに甲を売却した。2017年7月1日、Yは、Bから善意・無過失で甲を360万円で購入し、同日、甲の引渡しを受け、以後、甲を仕事に使っていた。

Xは、甲の所在を探していたところ、2018年6月15日、偶然Yが甲を使用しているのを発見した。そこで、Xは、Yに対して、甲を返還するよう求めたところ、Yは甲の返還を拒否した。

なお、甲は建設機械抵当法に基づく登記がされた機械ではない。

### 小問1

Xは、2018年7月1日、Yに対して甲の返還を求める訴えを提起したが、認められるか、Yの反論を踏まえて解答しなさい。

### 小問2

(1) Xは、Yに対して、Yが甲を占有した日（2017年7月1日）からXが甲の返還を求める訴えを提起した日（2018年7月1日）までの1年間（月額10万円）の甲の使用利益相当額の支払いを求めたが、認められるか。

(2) 仮にXによる甲の返還請求が認められた場合、Xが甲の返還を求める訴えを提起した日（2018年7月1日）から返還の日までの甲の使用利益相当額の支払いも求めたが、認められるか。

**問題 2** 以下の事例を読んで、以下の各小問にそれぞれ 15 行以内で解答しなさい（各設問は独立したものである）。なお、判例がある場合には、判例に従って解答しなさい。

AとBは、AがBから原料を購入してB仕様に製品化し、それをBに売り渡すという取引を継続的に行っていた。AがBに対して取得する販売代金と、BがAに対して取得する販売代金については、「それぞれ、原料の引渡し、製品の引渡しと引き換えに支払うものとするが、その清算については、1か月ごとに各月末に双方の債権を相殺した後、残金があれば一方が他方にそれを支払う」との合意文書が作成されていた。

### 小問 1

Aの従業員で、Bとの取引担当であったCは、2018年7月10日、Aから懲戒解雇されたが、Aの代表者の委任状を偽造して、同月10日、Bに対してこれを提示し、Aの代理人と称して、Aの資金繰りの都合上、7月分として10日までに発生している製品代金債権500万円を今日中に現金で支払ってほしいと依頼した。Bは、Cに特段の不審な言動はなく、また、Aから連絡がなかったことからいまだCが担当者であると思って、委任状にA名義のゴム印とAの印鑑が押されていることを確認し、Cが代理人であると信じてCに500万円を支払ったところ、Cはこれを着服した。その後8月1日になり、AB間で相殺払する際に、Bは、すでに支払った500万円分を控除し、差額の200万円だけをAに支払った。しかし、Aは、そのような支払いは無効であると主張して、Bに対して500万円の支払いを請求する。これに対してBは、どのように反論するか、またそれは認められるか述べなさい。

### 小問 2

Aは、経営状況が悪化し、Aの債権者Dに対する債務の支払いができなくなった。そこでDは、7月20日にそれまでの7月分のAのBに対する代金債権（800万円に上っていた）を差し押さえて転付命令を取得し、同月21日に差押命令と転付命令がBに送達された。7月31日に、DはBに対して800万円を支払うよう請求した。しかし、Bとしては、Aに対する代金債権が800万円に上っていたので、それを回収したいと考えている。Dの請求に対してBはどのように反論するか、またそれは認められるか述べなさい。

\*転付命令：民事執行法159条により、差し押さえた債権を差押債権者に転付する命令。

### 小問3

AとBは、7月31日に双方の代金債権を相殺したが、なおAはBに対して200万の残代金債権を有していた。そこでAは、8月1日、この債権をEに譲渡し、その旨をBに通知し、通知は同月3日にBに到達した。しかし、同月2日には、Aの債権者Fがこの債権を差し押さえて転付命令を取得し、その命令も同月3日にBに送達された。EがBに対して200万円の支払いを請求した場合、①Bは差押命令・転付命令が来ていることを理由にこの請求を拒むことができるか述べなさい。また、②BがEとFのいずれに支払うべきか分からないとして法務局に200万円を供託したとき、Eは法務局に対してその全額の還付を請求することができるか述べなさい。

### 小問4

Aは、7月に製造した製品をBに持参したところ、Bの倉庫の事情で納入することができず、そのまま持ち帰っていた。7月末に、Aは、AのBに対する債権が1200万円になると計算して、BのAに対する債権1000万円とを相殺して200万円をBに請求したところ、Bは、Aから商品の納入がないので1200万円を支払う必要がないとして相殺払いを拒み、逆に7月分としては1000万円の支払いをするよう求めた。Aはこれを拒めるか述べなさい。